

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の一部改正により新たに設けられた手続に係る事務を大津市に移譲し、および浄化槽法（昭和58年法律第43号）の一部改正により新たに設けられた手続に係る事務を市町（大津市を除く。）に移譲する等のため、滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 39 号）の施行日前における、特定動物が交雑することにより生じた動物についての飼養または保管の許可に関する事務等を、大津市に移譲することとします。（第 1 条による改正後の別表関係）
- (2) 浄化槽の使用の休止および再開の届出の受理に係る事務、公共浄化槽の設置計画の協議に係る事務、浄化槽台帳の作成に係る事務、浄化槽に関する情報の提供の要求に係る事務ならびに特定既存単独処理浄化槽の管理者に対する助言、指導および勧告ならびに勧告に係る措置の命令に係る事務を市町（大津市を除く。）に移譲することとします。（第 1 条による改正後の別表関係）
- (3) 第 1 種動物取扱業者が勧告に従わなかった際の公表に関する事務等を大津市へ移譲することとします。（第 2 条による改正後の別表関係）
- (4) その他
 - ア (1)ならびにイの一部およびウは公布の日から、(2)およびイの一部は令和 2 年 4 月 1 日から、(3)およびイの一部は令和 2 年 6 月 1 日から施行することとします。
 - イ その他必要な規定の整理を行うこととします。
 - ウ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧		新	
本則および付則 省略 別表（第2条関係）		本則および付則 省略 別表（第2条関係）	
(1)から(15)の2まで 省略		(1)から(15)の2まで 省略	
(15)の3 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号。大津市 以下この項において「法」という。)および毒物及び 劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号。以下この項 において「政令」という。)に基づく事務のうち、次 に掲げる事務 アおよびイ 省略 ウ 次に掲げる事務(特定毒物研究者に係るものに限 る。) (ア) 省略 (イ) 法第17条第2項の規定による報告の徴収な らびに立入検査、質問および収去 (ウ)および(エ) 省略 エからコまで 省略 サ 政令第36条の3第1項の規定による特定毒物研 究者名簿の備付け シからセまで 省略		(15)の3 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号。大津市 以下この項において「法」という。)および毒物及び 劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号。以下この項 において「政令」という。)に基づく事務のうち、次 に掲げる事務 アおよびイ 省略 ウ 次に掲げる事務(特定毒物研究者に係るものに限 る。) (ア) 省略 (イ) 法第18条の規定による報告の徴収ならびに 立入検査、質問および収去 (ウ)および(エ) 省略 エからコまで 省略 サ 政令第36条の3の規定による特定毒物研究者名 簿の備付け シからセまで 省略	
(16)から(54)まで 省略		(16)から(54)まで 省略	

(54)の2 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下この項において「法」という。）、<u>動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第79号。以下この項において「改正法」という。）</u>および動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～ヌ 省略 ネ <u>改正法附則第3条第2項および第8条第1項の規定による届出の受理</u> ノ～ヨ	大津市	(54)の2 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下この項において「法」という。）、<u>動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第152号。以下この項において「経過措置政令」という。）</u>および動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～ヌ 省略 ネ <u>経過措置政令第3条第2項および第5項の規定によりその例によることとされる動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号）第1条の規定による改正後の法第26条第1項（経過措置政令第3条第3項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による特定動物の飼養および保管の許可</u> ノ～ヨ	大津市
(55)から(57)まで 省略		(55)から(57)まで 省略	
(58) 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 アからクまで 省略 （新設） （新設）	市町（大津市を除く。）	(58) 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 アからクまで 省略 ケ <u>法第11条の2第1項の規定による休止の届出の受理</u> コ <u>法第11条の2第2項の規定による再開の届出の</u>	市町（大津市を除く。）

ケ 法第11条の2の規定による廃止の届出の受理 コ 法第12条第1項の規定による助言、指導および勧告 サ 法第12条第2項の規定による改善措置および使用の停止の命令 シ 法第12条の2第1項の規定による指導および助言 ス 法第12条の2第2項の規定による定期検査についての勧告 セ 法第12条の2第3項の規定による勧告に係る措置の命令 (新設) (新設) (新設) ソ 法第53条第1項の規定による報告の徴収 タ 法第53条第2項の規定による立入検査および質問 (新設) (新設) (新設)		<u>受理</u> サ 法第11条の3の規定による廃止の届出の受理 シ 法第12条第1項の規定による助言、指導および勧告 ス 法第12条第2項の規定による改善措置および使用の停止の命令 セ 法第12条の2第1項の規定による指導および助言 ソ 法第12条の2第2項の規定による定期検査についての勧告 タ 法第12条の2第3項の規定による勧告に係る措置の命令 チ 法第12条の5第4項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による設置計画の協議 ツ 法第49条第1項の規定による浄化槽台帳の作成 テ 法第49条第2項の規定による情報の提供の要求 ト 法第53条第1項の規定による報告の徴収 ナ 法第53条第2項の規定による立入検査および質問 ニ 法附則第11条第1項の規定による助言および指導 ヌ 法附則第11条第2項の規定による勧告 ネ 法附則第11条第3項の規定による勧告に係る措置の命令	
(59)から(72)の2まで 省略		(59)から(72)の2まで 省略	

(72)の3 滋賀県動物の保護および管理に関する条例 (平成6年滋賀県条例第13号。以下この項において「条例」という。)および<u>滋賀県動物の保護および管理に関する条例の一部を改正する条例(平成21年滋賀県条例第8号。以下この項において「改正条例」という。)</u>ならびに条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務 アからシまで 省略 ス <u>改正条例付則第2項の規定による多頭飼養の届出の受理</u> セ アからスまでに掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの		(72)の3 滋賀県動物の保護および管理に関する条例 (平成6年滋賀県条例第13号。以下この項において「条例」という。)および条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務 アからシまで 省略 (削除) ス アからシまでに掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	
(73)から(76)まで 省略		(73)から(76)まで 省略	

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新																
本則および付則 省略 別表（第2条および第3条関係）	本則および付則 省略 別表（第2条および第3条関係）																
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="203 523 875 576">(1)から(54)まで 省略</td><td data-bbox="875 523 1099 576"></td></tr> <tr> <td data-bbox="203 576 875 1002"> (54)の2 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下この項において「法」という。）、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第152号。以下この項において「経過措置政令」という。）および動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 </td><td data-bbox="875 576 1099 1002">大津市</td></tr> <tr> <td data-bbox="203 1002 875 1193"> ア 法第10条第1項の規定による第1種動物取扱業の登録 </td><td data-bbox="875 1002 1099 1193"></td></tr> <tr> <td data-bbox="203 1193 875 1375"> イ 法第11条第2項（法第13条第2項および第14条第4項において準用する場合を含む。）および法第12条第2項（法第13条第2項、第14条第4項および第19条第2項において準用する場合を含む。）の規 </td><td data-bbox="875 1193 1099 1375"></td></tr> </table>	(1)から(54)まで 省略		(54)の2 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下この項において「法」という。）、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第152号。以下この項において「経過措置政令」という。）および動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務	大津市	ア 法第10条第1項の規定による第1種動物取扱業の登録		イ 法第11条第2項（法第13条第2項および第14条第4項において準用する場合を含む。）および法第12条第2項（法第13条第2項、第14条第4項および第19条第2項において準用する場合を含む。）の規		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1099 523 1771 576">(1)から(54)まで 省略</td><td data-bbox="1771 523 1995 576"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1099 576 1771 1050"> (54)の2 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下この項において「法」という。）、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号）附則第4条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第1条の規定による改正前の法（以下この項において「旧法」という。）および動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 </td><td data-bbox="1771 576 1995 1050">大津市</td></tr> <tr> <td data-bbox="1099 1050 1771 1193"> ア 法に規定する事務のうち、次に掲げる事務 (ア) 法第10条第1項の規定による第1種動物取扱業の登録 </td><td data-bbox="1771 1050 1995 1193"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1099 1193 1771 1375"> (イ) 法第11条第2項（法第13条第2項および第14条第4項において準用する場合を含む。）および法第12条第2項（法第13条第2項、第14条第4項および第19条第2項において準用する場合を含む。）の規 </td><td data-bbox="1771 1193 1995 1375"></td></tr> </table>	(1)から(54)まで 省略		(54)の2 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下この項において「法」という。）、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号）附則第4条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第1条の規定による改正前の法（以下この項において「旧法」という。）および動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務	大津市	ア 法に規定する事務のうち、次に掲げる事務 (ア) 法第10条第1項の規定による第1種動物取扱業の登録		(イ) 法第11条第2項（法第13条第2項および第14条第4項において準用する場合を含む。）および法第12条第2項（法第13条第2項、第14条第4項および第19条第2項において準用する場合を含む。）の規	
(1)から(54)まで 省略																	
(54)の2 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下この項において「法」という。）、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第152号。以下この項において「経過措置政令」という。）および動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務	大津市																
ア 法第10条第1項の規定による第1種動物取扱業の登録																	
イ 法第11条第2項（法第13条第2項および第14条第4項において準用する場合を含む。）および法第12条第2項（法第13条第2項、第14条第4項および第19条第2項において準用する場合を含む。）の規																	
(1)から(54)まで 省略																	
(54)の2 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下この項において「法」という。）、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号）附則第4条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第1条の規定による改正前の法（以下この項において「旧法」という。）および動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務	大津市																
ア 法に規定する事務のうち、次に掲げる事務 (ア) 法第10条第1項の規定による第1種動物取扱業の登録																	
(イ) 法第11条第2項（法第13条第2項および第14条第4項において準用する場合を含む。）および法第12条第2項（法第13条第2項、第14条第4項および第19条第2項において準用する場合を含む。）の規																	

定による通知

ウ 法第13条第1項の規定による登録の更新

エ 法第14条第1項から第3項までの規定による変更の届出の受理

オ 法第15条の規定による第1種動物取扱業者登録簿の閲覧

カ 法第16条第1項（法第24条の4において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出の受理

キ 法第17条の規定による登録の抹消

ク 法第19条第1項の規定による登録の取消しおよび業務の停止の命令

ケ 法第22条第3項の規定による動物取扱責任者研修の実施

コ 法第22条の6第2項の規定による犬猫等の個体に関する届出の受理

サ 法第22条の6第3項の規定による検案書等の提出の命令

シ 法第23条第1項（法第24条の4において準用する場合を含む。）および第2項の規定による

規定による通知

(ウ) 法第13条第1項の規定による登録の更新

(エ) 法第14条第1項から第3項までの規定による変更の届出の受理

(オ) 法第15条の規定による第1種動物取扱業者登録簿の閲覧

(カ) 法第16条第1項（法第24条の4において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出の受理

(キ) 法第17条の規定による登録の抹消

(ク) 法第19条第1項の規定による登録の取消しおよび業務の停止の命令

(ケ) 法第21条の5第2項の規定による動物に関する届出の受理

(コ) 法第22条第3項の規定による動物取扱責任者研修の実施

(サ) 法第22条第4項の規定による動物取扱責任者研修の委託

(シ) 法第22条の6の規定による検案書等の提出の命令

(ス) 法第23条第1項（法第24条の4第1項において準用する場合を含む。）および第2項の規定による

ス <u>法第23条第3項（法第24条の4において準用する場合を含む。）の規定による勧告に係る措置の命令</u> セ <u>法第24条第1項（法第24条の4において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収および立入検査</u> ソ <u>法第24条の2の規定による第2種動物取扱業の届出の受理</u> タ <u>法第24条の3第1項および第2項の規定による変更の届出の受理</u> チ <u>法第25条第3項の規定による必要な措置の命令および勧告</u>		勧告 (セ) <u>法第23条第3項（法第24条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定による公表</u> (ソ) <u>法第23条第4項（法第24条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定による勧告に係る措置の命令</u> (タ) <u>法第24条第1項（法第24条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収および立入検査</u> (チ) <u>法第24条の2第1項の規定による勧告</u> (ツ) <u>法第24条の2第2項の規定による勧告に係る措置の命令</u> (テ) <u>法第24条の2第3項の規定による報告の徴収および立入検査</u> (ト) <u>法第24条の2の2の規定による第2種動物取扱業の届出の受理</u> (ナ) <u>法第24条の3第1項および第2項の規定による変更等の届出の受理</u> (ニ) <u>法第25条第1項の規定による指導および助言</u> (ヌ) <u>法第25条第4項の規定による必要な措置の命令および勧告</u> (ネ) <u>法第25条第5項の規定による報告の徴収および立入検査</u>	
--	--	--	--

ツ 法第26条第1項の規定による特定動物の飼養および保管の許可

テ 法第28条第1項の規定による変更の許可

ト 法第28条第3項の規定による変更の届出の受理

ナ 法第29条の規定による許可の取消し

ニ 法第32条の規定による必要な措置の命令

ヌ 法第33条第1項の規定による報告の徴収および立入検査

ネ 経過措置政令第3条第2項および第5項の規定によりその例によることとされる動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号）第1条の規定による改正後の法第26条第1項（経過措置政令第3条第3項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による特定動物の飼養および保管の許可

(ノ) 法第26条第1項の規定による特定動物の飼養および保管の許可

(ハ) 法第28条第1項の規定による変更の許可

(ヒ) 法第28条第3項の規定による変更の届出の受理

(フ) 法第29条の規定による許可の取消し

(ヘ) 法第32条の規定による必要な措置の命令

(ホ) 法第33条第1項の規定による報告の徴収および立入検査

イ 旧法第3章第5節に規定する事務のうち、次に掲げる事務

(ア) 旧法第28条第1項の規定による変更の許可

(イ) 旧法第28条第3項の規定による変更の届出の受理

(ウ) 旧法第29条の規定による許可の取消し

(エ) 旧法第32条の規定による必要な措置の命令

ノ <u>省令第2条第3項の規定による書類の提出の要求</u> ハ <u>省令第2条第5項(省令第4条第4項において準用する場合を含む。)の規定による登録証の交付</u> ヒ <u>省令第2条第6項の規定による登録証の再交付</u> フ <u>省令第2条第8項の規定による亡失の届出の受理</u> ヘ <u>省令第2条第9項の規定による登録証の返納の受理</u> ホ <u>省令第5条第6項、第10条の6第3項および第15条第3項の規定による書類の提出の要求</u> マ <u>省令第15条第5項(省令第18条第5項において準用する場合を含む。)の規定による許可証の交付</u> ミ <u>省令第15条第6項(省令第18条第5項において準用する場合を含む。)の規定による許可証の再交付</u> ム <u>省令第15条第8項(省令第18条第5項において準</u>	(オ) <u>旧法第33条第1項の規定による報告の徴収および立入検査</u> ウ <u>省令に規定する事務のうち、次に掲げる事務</u> (ア) <u>省令第2条第3項の規定による書類の提出の要求</u> (イ) <u>省令第2条第5項(省令第4条第4項において準用する場合を含む。)の規定による登録証の交付</u> (ウ) <u>省令第2条第6項の規定による登録証の再交付</u> (エ) <u>省令第2条第8項の規定による亡失の届出の受理</u> (オ) <u>省令第2条第9項の規定による登録証の返納の受理</u> (カ) <u>省令第5条第6項、第10条の6第3項および第15条第3項の規定による書類の提出の要求</u> (キ) <u>省令第15条第5項(省令第18条第5項において準用する場合を含む。)の規定による許可証の交付</u> (ク) <u>省令第15条第6項(省令第18条第5項において準用する場合を含む。)の規定による許可証の再交付</u> (ケ) <u>省令第15条第8項(省令第18条第5項において準用する場合を含む。)の規定による亡失の届出の受理</u>
---	--

用する場合を含む。)の規定による亡失の届出の受理 メ 省令第15条第9項(省令第18条第5項において準用する場合を含む。)の規定による許可証の返納の受理 モ 省令第16条第1項の規定による飼養および保管の廃止の届出の受理 ヤ 省令第17条第1号ロただし書およびハただし書の規定による認定 ユ 省令第18条第3項の規定による書類の提出の要求 ヨ 省令第20条第3号の規定による届出の受理		(コ) 省令第15条第9項(省令第18条第5項において準用する場合を含む。)の規定による許可証の返納の受理 (サ) 省令第16条第1項の規定による飼養および保管の廃止の届出の受理 (シ) 省令第17条第1号ロただし書およびハただし書の規定による認定 (ス) 省令第18条第3項の規定による書類の提出の要求 (セ) 省令第20条第3号の規定による届出の受理	
(55) 動物の愛護及び管理に関する法律(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア 法第25条第1項の規定による必要な措置の勧告 イ 法第25条第2項の規定による勧告に係る措置の命令	市町	(55) 動物の愛護及び管理に関する法律(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア 法第25条第2項の規定による必要な措置の勧告 イ 法第25条第3項の規定による勧告に係る措置の命令	市町
(55)の2以下 省略		(55)の2以下 省略	